



栃木県公報

令和4(2022)年
3月31日(木)
号外
第14号

目次

規 則

○栃木県行政組織規程及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則の一部改正…………… 1

規 則

栃木県規則第7号

栃木県行政組織規程及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県行政組織規程及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則の一部を改正する規則
(栃木県行政組織規程の一部改正)

第1条 栃木県行政組織規程(昭和39年栃木県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
(課、室、班及び担当)	(課、室、班及び担当)																
第9条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の右欄に掲げる班及び担当を置く。	第9条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の右欄に掲げる班及び担当を置く。																
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略																
(3) 県民生活部	(3) 県民生活部																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広 報 課</td> <td>広聴担当、広報担当、<u>国体・障スポ行幸啓報道担当</u>、放送担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		広 報 課	広聴担当、広報担当、 <u>国体・障スポ行幸啓報道担当</u> 、放送担当	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広 報 課</td> <td>広聴担当、広報担当_____、放送担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		広 報 課	広聴担当、広報担当_____、放送担当	略	
課・室名	班・担当名																
略																	
広 報 課	広聴担当、広報担当、 <u>国体・障スポ行幸啓報道担当</u> 、放送担当																
略																	
課・室名	班・担当名																
略																	
広 報 課	広聴担当、広報担当_____、放送担当																
略																	
(4) 環境森林部	(4) 環境森林部																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森 林 整 備 課</td> <td><u>森林保全担当</u>、技術調整担当、森づくり担当</td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		森 林 整 備 課	<u>森林保全担当</u> 、技術調整担当、森づくり担当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森 林 整 備 課</td> <td><u>保安林・林地開発担当</u>、技術調整担当、森づくり担当</td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		森 林 整 備 課	<u>保安林・林地開発担当</u> 、技術調整担当、森づくり担当				
課・室名	班・担当名																
略																	
森 林 整 備 課	<u>森林保全担当</u> 、技術調整担当、森づくり担当																
課・室名	班・担当名																
略																	
森 林 整 備 課	<u>保安林・林地開発担当</u> 、技術調整担当、森づくり担当																
(5) 略	(5) 略																
(6) 産業労働観光部	(6) 産業労働観光部																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経 営 支 援 課</td> <td>商業活性化担当、金融担当_____</td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		経 営 支 援 課	商業活性化担当、金融担当_____	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経 営 支 援 課</td> <td>商業活性化担当、金融担当、<u>中小企業等復興支援担当</u></td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		経 営 支 援 課	商業活性化担当、金融担当、 <u>中小企業等復興支援担当</u>				
課・室名	班・担当名																
略																	
経 営 支 援 課	商業活性化担当、金融担当_____																
課・室名	班・担当名																
略																	
経 営 支 援 課	商業活性化担当、金融担当、 <u>中小企業等復興支援担当</u>																

略	
(7) 略	
(8) 県土整備部	
課・室名	班・担当名
略	
技術管理課	事業管理担当、技術調整担当、 <u>企画情報・建設DX担当</u> 、検査班
略	

2 略

(分掌事務)

第11条 第9条第1項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部・経営管理部 略

県民生活部

県民文化課～消防防災課 略

くらし安全安心課

(1)～(4) 略

(5) 栃木県自転車等の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行に関すること。

(6)～(25) 略

統計課～人権・青少年男女参画課 略

環境森林部

環境森林政策課 略

気候変動対策課

(1)～(3) 略

(4) 栃木県気候変動適応センターに関すること。

(5) 略

(6) カーボンニュートラルの推進に関すること。

(7) 略

(8) 環境学習の総合的な推進に関すること。

環境保全課 略

自然環境課

(1)～(8) 略

(9) 自然環境の保全及び緑化に関する条例の施行に関すること（森林整備課の所掌するものを除く。）。

(10)～(12) 略

資源循環推進課

(1)～(12) 略

(13) 環境美化の推進に関すること。

(14)・(15) 略

略	
(7) 略	
(8) 県土整備部	
課・室名	班・担当名
略	
技術管理課	事業管理担当、技術調整担当、 <u>企画情報担当</u> 、検査班
略	

2 略

(分掌事務)

第11条 第9条第1項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部・経営管理部 略

県民生活部

県民文化課～消防防災課 略

くらし安全安心課

(1)～(4) 略

(5)～(24) 略

統計課～人権・青少年男女参画課 略

環境森林部

環境森林政策課 略

気候変動対策課

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 再生可能エネルギーの利活用の推進に関すること（他課の所掌するものを除く。）。

(6) 省エネルギーの推進に関すること。

(7) 環境学習・環境保全活動の総合的な推進に関すること。

(8) 環境美化の推進に関すること。

(9) 略

(10) 緑化の普及啓発に関すること。

(11) 自然環境の保全及び緑化に関する条例の施行に関すること（緑化基本計画、民間施設の緑化及び緑化協定に関するものに限る。）。

環境保全課 略

自然環境課

(1)～(8) 略

(9) 自然環境の保全及び緑化に関する条例の施行に関すること（気候変動対策課の所掌するものを除く。）。

(10)～(12) 略

資源循環推進課

(1)～(12) 略

(13)・(14) 略

林業木材産業課 略
 森林整備課
 (1)・(2) 略
(3) 栃木県水源地域保全条例の施行に関するこ
 と。
 (4) 略
(5) 森林資源情報の整備に関すること。
 (6)～(22) 略
(23) 緑化の普及啓発に関すること。
(24) 自然環境の保全及び緑化に関する条例の施
 行に関すること（緑化基本計画、民間施設の緑
 化及び緑化協定に関するものに限る。）。
 保健福祉部
 保健福祉課
 (1)～(27) 略

 (28)・(29) 略
(30) 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院に関
 すること。
 医療政策課～こども政策課 略
 生活衛生課
 (1)～(31) 略
(32) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する
 法律の施行に関すること（畜産物に係る適合施
 設の認定に関するものに限る。）。
(33) 愛玩動物看護師法の施行に関すること（愛
 玩動物看護師養成所の指定に関するものに限
 る。）。
 (34) 略
 薬務課～指導監査課 略
 産業労働観光部 略
 農政部
 農政課・農村振興課 略
 経済流通課
 (1)～(9) 略
(10) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する
 法律の施行に関すること（農産物に係る適合施
 設の認定に関するものに限る。）。
 (11) 略

 (12)・(13) 略
 経営技術課・生産振興課 略
 畜産振興課
 (1)～(16) 略
(17) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法
 律の施行に関すること。
 農地整備課 略
 県土整備部
 監理課～都市整備課 略
 建築課
 (1)～(5) 略

林業木材産業課 略
 森林整備課
 (1)・(2) 略

 (3) 略

 (4)～(20) 略

 保健福祉部
 保健福祉課
 (1)～(27) 略
(28) 栃木県立岡本台病院に関すること。
 (29)・(30) 略

 医療政策課～こども政策課 略
 生活衛生課
 (1)～(31) 略

 (32) 略
 薬務課～指導監査課 略
 産業労働観光部 略
 農政部
 農政課・農村振興課 略
 経済流通課
 (1)～(9) 略

 (10) 略
(11) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に
 関する法律の施行に関すること。
 (12)・(13) 略
 経営技術課・生産振興課 略
 畜産振興課
 (1)～(16) 略

 農地整備課 略
 県土整備部
 監理課～都市整備課 略
 建築課
 (1)～(5) 略

- (6) 県有建築物の工事施工に関すること。
 - (7) 特に命じられた建築物の工事施工に関すること。
 - (8) 都市再開発法の施行（都市計画施設の整備を伴うものを除く。）に関すること。
 - (9) 略
 - (10) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関すること（特定行政庁の事務に限る。）。
 - (11)～(16) 略
 - (17) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関すること（特定行政庁の事務
に限る。）。
 - (18)～(28) 略
住宅課
 - (1)～(4) 略
 - (5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関すること （特定行政庁の事務を除く。）。
 - (6)～(31) 略
用地課 略
会計局 略
- 2・3 略

（健康福祉センター）

第20条 略

2～5 略

6 今市健康福祉センター等の担当及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当

- (1) 第2項の表総務福祉部の部総務企画課の項第1号から第5号まで、第8号、第10号、第11号及び第27号に掲げる事務（医事に関する事務にあっては、保健師、臨床検査技師その他の保健医療従事者の免許等に係るものに限る。）

(2)・(3) 略

保健衛生課 略

7 略

（保健所）

第20条の3 略

2 略

3 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康支援課・健康対策課 略

生活衛生課

(1)～(11) 略

- (12) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関すること（畜産物の加工品に係る輸出証明書の発行に関するものに限る。）。

(13) 略

試験検査課 略

- (6) 県有建築物の工事施行に関すること。
 - (7) 特に命じられた建築物の工事施行に関すること。
 - (8) 組合等施行の事業に係る都市再開発法の施行（都市計画施設の整備を伴うものを除く。）に関すること。
 - (9) 略
 - (10)～(15) 略
 - (16) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関すること（除却の必要性に係る認定及び容積率の特例に関するものに限る。）。
 - (17)～(27) 略
住宅課
 - (1)～(4) 略
 - (5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関すること _____。
 - (6)～(31) 略
用地課 略
会計局 略
- 2・3 略

（健康福祉センター）

第20条 略

2～5 略

6 今市健康福祉センター等の担当及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当

- (1) 第2項の表総務福祉部の部総務企画課の項第1号から第5号まで、第8号、第10号、第11号及び第13号に掲げる事務（医事に関する事務にあっては、保健師、臨床検査技師その他の保健医療従事者の免許等に係るものに限る。）

(2)・(3) 略

保健衛生課 略

7 略

（保健所）

第20条の3 略

2 略

3 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康支援課・健康対策課 略

生活衛生課

(1)～(11) 略

(12) 略

試験検査課 略

4・5 略

(農業振興事務所)

第25条 略

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、栃木県安足農業振興事務所にあつては管理部及び農村整備部の事務を企画振興部（企画調整課と振興課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、園芸課が分課されている農業振興事務所にあつては園芸課の事務をいちご園芸課又は野菜課（各課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、農畜産課が分課されている農業振興事務所にあつては農畜産課の事務を農産課又は畜産課（各課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、調査保全課が置かれていない農業振興事務所（栃木県安足農業振興事務所を除く。）にあつては調査保全課の事務を整備課において、整備課が分課されている農業振興事務所にあつては整備課の事務を整備第一課又は整備第二課（各課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、それぞれ分掌するものとする。

管理部 略

企画振興部

企画振興課

(1)～(18) 略

(19) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関すること（農産物に係る適合施設の認定に関するものに限る。）。

(20) 略

経営普及部・農村整備部 略

3～6 略

(土木事務所)

第33条 栃木県行政機関設置条例第18条の規定により設置された土木事務所に、管理部、企画調査部、用地部、整備部、保全部（栃木県安足土木事務所にあつては、保全第一部及び保全第二部）、ダム管理部（栃木県矢板土木事務所に限る。）及び建築指導担当（栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。）を置き、管理部に総務課を、企画調査部に企画調査課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の用地部に用地第一課及び用地第二課を、栃木県日光土木事務所の用地部に用地課を、栃木県宇都宮土木事務所及び栃木県栃木土木事務所の整備部に整備第一課、整備第二課及び整備第三課を、栃木県鹿沼土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の整備部に整備第一課及び

4・5 略

(農業振興事務所)

第25条 略

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、栃木県安足農業振興事務所にあつては管理部及び農村整備部の事務を企画振興部（企画調整課と振興課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、園芸課が分課されている農業振興事務所にあつては園芸課の事務をいちご園芸課又は野菜課（各課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、農畜産課が分課されている農業振興事務所にあつては農畜産課の事務を農産課又は畜産課（各課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、調査保全課が置かれていない農業振興事務所（栃木県安足農業振興事務所を除く。）にあつては調査保全課の事務を整備課において、整備課が分課されている農業振興事務所にあつては整備課の事務を整備第一課又は整備第二課（各課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、それぞれ分掌するものとする。

管理部 略

企画振興部

企画振興課

(1)～(18) 略

(19) 略

経営普及部・農村整備部 略

3～6 略

(土木事務所)

第33条 栃木県行政機関設置条例第18条の規定により設置された土木事務所に、管理部、企画調査部、用地部、整備部、保全部（栃木県安足土木事務所にあつては、保全第一部及び保全第二部）、ダム管理部（栃木県矢板土木事務所に限る。）及び建築指導担当（栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。）を置き、管理部に総務課を、企画調査部に企画調査課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の用地部に用地第一課及び用地第二課を、栃木県日光土木事務所の用地部に用地課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県鹿沼土木事務所及び栃木県栃木土木事務所の整備部に整備第一課、整備第二課及び整備第三課を、栃木県日光土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の整備部に整備第一課及び

整備第二課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所の保全部に保全第一課、保全第二課及び保全管理課を置く。

2・3 略

(地方機関)

第34条 栃木県部設置条例に定める各部及び課に属する事務を分掌させるため、次の地方機関を置く。

主管部 課室		機 関
略		
保健福祉部	保健福祉課	栃木県保健環境センター
	略	略
略		

第45条から第49条まで 削除

整備第二課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所の保全部に保全第一課、保全第二課及び保全管理課を置く。

2・3 略

(地方機関)

第34条 栃木県部設置条例に定める各部及び課に属する事務を分掌させるため、次の地方機関を置く。

主管部 課室		機 関
略		
保健福祉部	保健福祉課	栃木県保健環境センター
		栃木県立岡本台病院
	略	略
略		

第45条 削除

(栃木県立岡本台病院)

第46条 栃木県立岡本台病院は、精神障害者の診療を行う。

2 栃木県立岡本台病院は、宇都宮市に置く。

3 栃木県立岡本台病院に事務局、医務局及び看護部を置き、事務局に総務課、医事栄養課を、医務局に診療科、薬剤科、地域連携科及びリハビリテーション科を置く。

4 各局部課科の分掌事務は、次のとおりとする。
事務局

総務課

(1) 公印の保管に関すること。

(2) 職員の服務に関すること。

(3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。

(6) 小切手の振出しに関すること。

(7) 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。

(8) たな卸資産その他物品の取得、管理及び処分に関すること。

(9) 一時借入に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、医務局、看護部及び医事栄養課の主管に属しない事務に関すること。

医事栄養課

(1) 患者の受付及び入退院に関すること。

(2) 料金の計算、請求及び徴収に関すること。

(食肉衛生検査所)
第55条 略
 2・3 略
 4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。
 管理課
 (1)～(10) 略
 (11) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関すること（牛肉に係る輸出証明書の発行に関するものに限る。）。
 (12) 略
 検査第一課・検査第二課 略

(3) 診療録の整理及び保存に関すること。
 (4) 医事報告に関すること。
 (5) 電子計算組織の管理運用に関すること。
 (6) 患者の栄養指導に関すること。
 (7) 患者の給食に関すること。
 医務局
 診療科
 (1) 外来及び入院患者の診療に関すること。
 (2) 臨床検査に関すること。
 (3) 心理検査に関すること。
 (4) 診療放射線に関すること。
 薬剤科
 (1) 薬品の管理、調剤、製剤及び投薬に関すること。
 地域連携科
 (1) 医療社会事業に関すること。
 (2) 社会復帰に関すること。
 リハビリテーション科
 (1) レクリエーション療法に関すること。
 (2) 地域ケアに関すること。
 (3) 作業療法に関すること。
 (4) デイケアに関すること。
 看護部
 (1) 患者の看護及び診療補助に関すること。
第47条から第49条まで 削除
 (食肉衛生検査所)
第55条 略
 2・3 略
 4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。
 管理課
 (1)～(10) 略
 (11) 略
 検査第一課・検査第二課 略

(栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則の一部改正)

第2条 栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則（平成31年栃木県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 第77回国民体育大会（以下「国体」という。）及び第22回全国障害者スポーツ大会（以下「全国障害者スポーツ大会」という。）に関する事務を処理するため、栃木県行政組織規程（昭和39年栃木県規則第27号。以下「組織規程」という。）第7条第3項の規定に基づき、国体・障害者スポーツ大会局（以下「局」という。）の下	(設置) 第1条 第77回国民体育大会（以下「国体」という。）及び第22回全国障害者スポーツ大会（以下「全国障害者スポーツ大会」という。）に関する事務を処理するため、栃木県行政組織規程（昭和39年栃木県規則第27号。以下「組織規程」という。）第7条第3項の規定に基づき、国体・障害者スポーツ大会局（以下「局」という。）の下

に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の下にそれぞれ同表の右欄に掲げる担当を置く。

課名	担当名
総務企画課	略
行幸啓課	第一担当、第二担当
略	

2 略

(分掌事務)

第2条 前条第1項に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

(1)・(2) 略

(3) 略

行幸啓課

(1) 国体及び全国障害者スポーツ大会に係る皇室に関すること（他課の所掌するものを除く。）

施設調整課～全国障害者スポーツ大会課 略

2・3 略

(局長等)

第4条 局に局長及び次長、課に課長 _____

_____を置く。

2～5 略

6～8 略

9 総括課長補佐（課長補佐のうち、課長を総括的に補佐することを命じられたものをいう。以下同じ。）は、第6項に規定する職務を行うほか、課の分掌事務について課長を補佐し、職員の担任する事務を監督する。

10 主幹、課長補佐、副主幹及び係長のうち、課に置かれた担当のリーダーを命じられたものは、第6項に規定する職務を行うほか、その分掌事務について課長を補佐し、当該担当に属する職員の担任する事務を監督する。

11 組織規程第15条の2の規定は、総括課長補佐 _____について準用する。

に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の下にそれぞれ同表の右欄に掲げる担当を置く。

課名	担当名
総務企画課	略
略	

2 総務企画課に行幸啓室を置く。

3 略

(分掌事務)

第2条 前条第1項に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

(1)・(2) 略

(3) 国体及び全国障害者スポーツ大会に係る皇室に関すること（他課の所掌するものを除く。）

(4) 略

施設調整課～全国障害者スポーツ大会課 略

2・3 略

(局長等)

第4条 局に局長及び次長、課に課長、課内室（課の下に置く室をいう。以下同じ。）に室長（以下「課内室長」という。）を置く。

2～5 略

6 課内室長は、その分担事務について課長を補佐し、上司の命を受け、その課内室に属する職員の担任する事務を監督するとともに、その分担事務を処理する。

7～9 略

10 総括課長補佐（課長補佐のうち、課長を総括的に補佐することを命じられたものをいう。以下同じ。）は、第7項に規定する職務を行うほか、課の分掌事務について課長を補佐し、職員の担任する事務を監督する。

11 主幹、課長補佐、副主幹及び係長のうち、課に置かれた担当のリーダーを命じられたものは、第7項に規定する職務を行うほか、その分掌事務について課長を補佐し、当該担当に属する職員の担任する事務を監督する。

12 組織規程第15条の2の規定は、総括課長補佐及び課内室長について準用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(人事課)